

Greenhouse Gas Sustainability Developments

PCAF は、ファイナンス・ エミッションおよび保険関連 排出量基準をアップデート



重要ポイント

- 2025 年 12 月 2 日、PCAF はファイナンス・エミッション (Part A) および保険関連排出量 (Part C) 基準のアップデートを発表した。
- Part A の範囲は、資金使途特定型 (UoP) ストラクチャー、証券化およびストラクチャード商品、準ソブリン債、未実行融資コミットメントの報告に関する新たな手法を含むよう拡大された。
- Part A には、削減貢献量およびフォワード・ルッキング指標に関する補足ガイドも発行された。
- Part C のアップデートには、特約再保険およびプロジェクト保険に関する 2 つの新たな手法が含まれる。

概要

2025 年 12 月 2 日、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF) は、2024 年 11 月から 2025 年 3 月にかけて実施されたパブリックコンサルテーションを踏まえ、Scope 3 カテゴリー 15: 投資に関する排出量の測定について、Part A: ファイナンス・エミッションおよび Part C: 保険関連排出量基準に関する最新ガイドを発行した。

改訂されたファイナンス・エミッション基準は、新たに 3 つの資産クラスに関する算定手法を導入し、対象範囲を合計 10 資産クラスに拡大した。これにより、金融機関のバランスシート全体における気候変動影響をより包括的に把握することができる。さらに、未実行融資コミットメントの報告に関するガイドが追加され、IFRS S2 気候関連開示の報告要件とのギャップを埋めている。

PCAF はまた、トランジション活動をより適切に表現するための代替指標への関心の高まりを反映し、削減貢献量およびフォワード・ルッキング指標に関する PCAF 基準 Part A の補足ガイドを公表した。排出除去および削減貢献量の報告は、金融機関の Scope 1、2、3 の GHG インベントリとは常に区別して行わなければならない。

改訂された保険関連排出量基準は、これまで商業保険および個人自動車保険に重点を置いていた範囲を拡大し、特約再保険およびプロジェクト保険に関する算定手法を追加した。これにより、保険会社および再保険会社は自社商品の影響をより適切に把握できるようになる。

【Part A: ファイナンスド・エミッションの主な更新点】

資金使途特定型(UoP)ストラクチャー

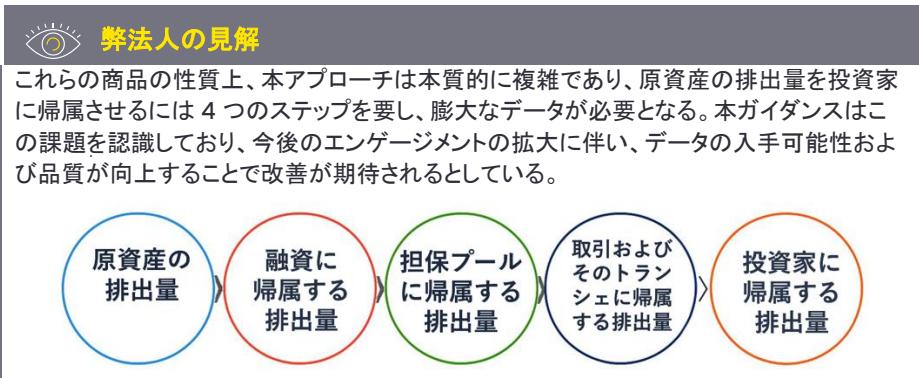
UoP ストラクチャーの手法は、PCAF の「資金の流れを追う」アプローチに沿って、貸し手が UoP 型の負債またはエクイティのストラクチャーの下でファイナンスされた特定の資産を算定できるようにしている。

この手法は、発行体と投資家の役割を区別している。発行体はストラクチャー全体の排出量を算定する一方、投資家は投資提供額に対して 2 つの帰属係数を適用する。1 つは資産の排出量をストラクチャーに帰属させるため、もう 1 つは自身の投資をストラクチャー全体に帰属させるためである。発行のファシリテーションに起因する排出量は対象外だが、将来の Part B: ファシリテーションの改訂版で含まれる可能性がある。

また、この手法は、ファイナンスド・エミッションを割当額のみに対して算定する「セパレート構造」と、割当額および未割当額の両方を考慮する「インテグレーテッド構造」とを区別している。その結果、セパレート構造では、資金が割り当てられた時点でのみファイナンスド・エミッションが発生する。

証券化およびストラクチャード商品

証券化およびストラクチャード商品の複雑な構造や資産のブーリングは、「資金の流れを追う」ことを困難にしている。この手法は、広範な役割、商品、および原資産の担保の種類を対象としているが、担保資産の性質が不明な場合には適用できない。



この手法およびデータスコアリングは、原資産が関連する場合（例：資産担保型自動車ローンにおける自動車など）、他の資産クラスに関する PCAF の手法を活用している。

一方で、証券化およびストラクチャード商品に関する手法では、元本不足台帳や評価減といった形で信用損失の考慮を組み込んでおり、帰属計算はトランシェに配分された損失を控除した純額で行う。ただし、ローンのデフォルトについては、ローンがプールから除外されるまで、組成時点の資産価値を用いることが規定されている。

準ソブリン債

準ソブリン債は、地域、都市、地方自治体が発行する債券およびローンを対象とする。この手法は、既存のソブリン債の手法を基礎とし、同様の算定アプローチを採用している。PCAF は、国別のカバレッジや排出量スコープの両面でこの分野のデータが限られていることを再認識しつつ、準ソブリン債に対する GHG 会計の重要性を示す必要性を強調している。

この資産クラスの手法では、金融機関が準ソブリン債の借り手の Scope 1 GHG 排出量を報告することが求められており、Scope 2 および Scope 3 GHG 排出量の報告も推奨されている。準ソブリン債における排出量の各スコープについても明確化がなされている。ただし、ここでの「要件」は PCAF 独自のものであり、他の基準や規制の要件に必ずしも影響を与えるものではない点に留意すべきである。例えば、IFRS S2 では、企業が Scope 1、2、3 の GHG 排出量ごとに分けて、絶対量ベースのグロス・ファイナンスド・エミッションを開示することが求められている。

未実行融資コミットメント

この算定手法は、金融機関が未実行融資コミットメントに係る関連資産クラスのファイナンス・エミッションを算定・報告する際に任意で利用できる。本手法を適用することで、IFRS S2 の要件に沿ったより適切な報告が可能となり、業界全体での比較可能性が高まる。

ガイダンスで示された定義では、資金の繰り返し借入および返済を認めており、典型的な住宅ローンなど大半の資産担保型融資は除外される。

この手法は、投資先の排出量に帰属係数を適用するという点で、他の資産クラスに対するPCAF 手法と同様のアプローチを採用しており、潜在的な最大ファイナンス・エミッションを表す。この指標に加え、金融機関はコミットメントの一部利用を考慮するための加重係数を適用することもできる。加重係数の算出方法は特定されていないが、手法自体は開示しなければならない。

新たな報告推奨事項

PCAF は新たに 2 つの報告推奨事項を示した。1 つ目は変動分析に関するものであり、資産クラスまたはセクター単位で前年比分析的レビューを実施し、ファイナンス・エミッション報告に含めるべき主要な変動要因を説明することを求めている。2 つ目の推奨事項は、消費者物価指数(CPI)などのインフレ指標を用いて、経済ベースの排出原単位にインフレ調整を適用することを認めている。



弊法人の見解

これらのアップデートは、より広範かつ包括的な報告範囲への明確な転換を示しているが、同時に「複雑性」と「データ依存性」という継続的なテーマも浮き彫りにしている。PCAF は包括的なファイナンス・エミッション算定に近づきつつあるものの、実務上の実装はデータの質と入手可能性、投資先の報告およびエンゲージメントの向上にかかっている。要するに、方向性は前向きであるが、実行にはデータおよび報告実務の成熟が不可欠である。

未実行融資コミットメントの報告は、PCAF の「資金の流れを追う」原則から逸脱するため、市場では懐疑的な見方もある。加重係数の導入により、報告範囲は通常利用される融資額に絞られる一方で、IFRS S2 要件を満たすための枠組みは維持されている。

IFRS サステナビリティ開示基準(ISSB 基準)は、PCAF 基準を明示的には参照していない。欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)は現在、Scope 3 カテゴリー15 の GHG 排出量測定に PCAF Part A(2022 年版)基準の考慮を求めている。ESRS は改訂作業中であり、欧州委員会が最新の PCAF 基準の考慮を義務付ける可能性がある。現行の ISSB 基準および ESRS は PCAF Part A(2025 年版)の適用を義務付けていたため、ISSB 基準および ESRS の規定に矛盾しない限り、GHG 排出量測定に最新の Part A 基準を即時適用することが認められている。PCAF を適用する企業は、どの版の PCAF を適用したかを開示することが重要であると考える

削減貢献量およびフォワード・ルッキング指標に関する補足ガイダンス

PCAF は、過去のファイナンス・エミッションだけでなく、将来の気候影響も評価できる一貫性と信頼性のあるツールへの市場ニーズの高まりや新たなトレンドを受けて、フォワード・ルッキング指標に関するガイダンスを導入した。このガイダンスは、指標の調和、標準化された用語の確立、グリーンウォッシュ防止のための指針の提供、そして透明性のある開示の支援を目的としている。

削減貢献量

PCAFは、金融機関がファイナンス・エミッションとは別に、投融資活動によるポジティブなインパクトを報告したい場合のガイダンスを提供している。現在、一部の金融機関は様々な手法でこのインパクトを報告しているが、比較可能性が制限されている。PCAFのガイダンスでは、「イネーブリング活動」と直接的な「気候ソリューション」とを区別し、それを分けて開示することが求められている。手法としては、PCAF Part Aに準じた帰属係数を投資または融資による削減貢献量に対して適用し、後者の情報源に基づくPCAFデータスコアを用いて推計レベルを設定する。

フォワード・ルッキング指標

フォワード・ルッキング指標に関するガイダンスでは、2つの指標が示されている。Expected Emissions Reductions(EER:期待排出削減量)とExpected Avoided Emissions(EAE:期待削減貢献量)である。EERは、金融機関が契約年において、借り手の絶対的なGHG排出削減量のうち自らのシェアを測定するために用いられる。EAEは、気候ソリューションやプロジェクトへのファイナンスを通じて削減が見込まれる排出量を、反事実シナリオと比較して把握するための指標である。これら推計指標の透明性を確保するため、使用したデータに関する追加開示が求められている。

【Part C: 保険関連排出量の主な更新点】

プロジェクト保険

プロジェクト保険に関する手法は、「エンジニアリング保険」として、新規および建設中の物理的インフラを対象として、建設工事保険や組立保険を含んでいる。この手法では、保険料規模を用いて排出量を帰属させ、年間契約の場合は総プロジェクトコストまたは収益との比較により算定する。算定される排出量は、契約の種類や建設段階と使用段階によって異なる。

建設プロジェクトに関しては、一般に公開されている、または無償で利用できるデータが不足していることが認識されている。そのため、本基準ではカバレッジを最大化するために推計モデルの利用も考慮されている。

特約再保険

特約再保険に関する手法は、同種リスクを有する元受保険ポートフォリオ全体を対象としている。利用可能なデータの有無に応じて2つの手法が示されている。1つ目の「手法A」では、データが利用可能な場合、再保険会社に出再された保険料の割合に基づいてポートフォリオの保険関連排出量を帰属させる。2つ目の「手法B」では、データが利用できない場合、アウトプットや収益に基づく排出原単位などの推計値を用い、同様の方法で帰属させる。



弊法人の見解

追加された両方の手法には、課題や制約が存在する。プロジェクト保険契約は複雑かつ複数年にわたる場合があり、排出量の帰属がより困難となる。一方、特約再保険については、再保険会社が排出源から一段階離れているため、通常は影響力やデータへのアクセスが限定されており、算定の複雑さが増す要因となっている。

さらに、従来版のガイダンスと同様に、これらの手法は保険料規模をリスクベースの代替指標として用い、保険会社の排出量シェアを帰属せることに依拠している。この方法は実務的なアプローチを提供する一方で、リスクの高い保険契約(例:若年ドライバー向け契約)をより排出量が多い契約に見せてしまう可能性があり、保険料規模に影響を与える価格戦略や市場環境など、他の要因は考慮されていない。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポート・ティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポート・ティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可是付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

本資料はEYG 010216-25GbIの翻訳版です。

ey.com/ja_jp